

# 会 議 録

## 1 会議名

平成27年度第7回吉川区地域協議会

## 2 議題（公開・非公開の別）

・報告事項（公開）

・協議事項（公開）

（1）吉川区地域活動支援事業について

（2）地域協議会の見直しについて

（3）自主審議事項について

① 区内の各種団体から意見を聴く会の今後の対応について

（4）吉川区地域活動支援事業の反省点、課題、改善提案等について

## 3 開催日時

平成27年9月4日（金）午後7時00分から午後9時2分まで

## 4 開催場所

吉川コミュニティプラザ 3階 大会議室

## 5 傍聴人の数

1人

## 6 非公開の理由

なし

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：上野康博、薄波和夫、江村聖一、片桐利男、片桐雄二、加藤正子、  
北井一也、佐藤直彦、杉田幸作、関澤義男、竹内徳法、村松直子、  
八木孝一

・事務局：常山所長、山田次長、八木市民生活・福祉グループ長、  
嶋田柿崎区建設グループ長、  
風巻総務・地域振興グループ班長、鷺津総務・地域振興グループ主任

## 8 発言の内容

### 【山田次長】

・会議の開会を宣言

・大滝悦子委員、大滝健彦委員、常山委員の欠席を報告

・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上

の出席を確認、会議の成立を報告

- ・会議録の確認：杉田会長

【杉田会長】

- ・挨拶

【山田次長】

- ・議長の選出について、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第1項の規定により、会長が議長を務める。

【杉田会長】

- ・本日の次第の確認
- ・関連する報告事項の整理
- ・協議事項
  - (1) 吉川区地域活動支援事業について
  - (2) 地域協議会の見直しについて
  - (3) 自主審議事項について
    - ① 区内の各種団体から意見を聴く会の今後の対応について
  - (4) 吉川区地域活動支援事業の反省点、課題、改善提案等について
- ・会長報告

【杉田会長】

- ・視察研修の日時、視察箇所の確定についてである。前回、視察先について決定した。行程案について、事務局にまとめてもらったので、事務局から説明を求める。

【鷲津主任】

- ・会長報告資料、実施についての通知文により説明

【杉田会長】

- ・質疑を求める。

【委員】

- ・発言なし

【杉田会長】

- ・事務局案のとおり実施することに決定する。
- ・私どもの任期最後の研修となる。なるべく都合をつけて出席をお願いする。

【杉田会長】

- ・委員報告を求める。

**【委員】**

- ・発言なし

**【杉田会長】**

- ・事務局からの報告を求める。

**【山田次長】**

- ・特段なし

**【杉田会長】**

- ・質疑を求める。

**【委員】**

- ・発言なし

**【杉田会長】**

- ・4 協議事項に移る。
- ・(1) 吉川区地域活動支援事業の3次募集提案について、審議を行う。
- ・先ほどの勉強会の結果を踏まえ、今年度の地域活動支援事業に3次募集で提案された1事業について審議を行い、採択の可否を決定していきたい。
- ・なお、補助事業額が配分額を下回った場合、残金の取り扱いについては、1件の審査後に改めて協議する。
- ・審査に先立ち、採点方法について、再度確認をしたい。事務局から説明を求める。

**【風巻班長】**

- ・採択方針、内規により説明

**【杉田会長】**

- ・質疑を求める。

**【委員】**

- ・発言なし

**【杉田会長】**

- ・事務局から審査手順について説明を求める。

**【風巻班長】**

- ・まず、審査案件について事務局から事業概要を説明する。その後、委員の皆さまから質疑をしていただいた後、各自で採点をお願いします。

- ・採点が終わったら、事務局が採点票を回収し、評価項目ごとに合計点を算出後、結果を協議会に報告する。
- ・算出結果を受け、採択すべき事業について総合的にご検討いただき、結論を出していただく。

**【杉田会長】**

- ・質疑を求める。

**【委員】**

- ・発言なし

**【杉田会長】**

- ・事務局から説明があったように、提案内容等について説明をし、意見交換をしながら各自採点をすることとなる。
- ・それでは、3次-1の「勝穂フェスティバル事業」の審査を行う。事務局から説明を求める。

**【風巻班長】**

- ・協議資料No.1により説明

**【杉田会長】**

- ・質疑を求める。

**【委員】**

- ・発言なし

**【杉田会長】**

- ・採点をお願いする。  
ー採点、採点票回収ー

**【杉田会長】**

- ・10分休憩とする。再開は19時25分とする。  
ー10分休憩ー  
ー地域活動支援事業の採点一覧表を配布ー

**【杉田会長】**

- ・会議を再開する。
- ・地域活動支援事業の採点結果について、事務局から報告を求める。

**【風巻班長】**

- ・地域活動支援事業の採点一覧表により説明

**【杉田会長】**

- ・吉川区地域活動支援事業の3次募集分について、1事業、補助金額23千円に決定した。
- ・残額125千円が生じている。この取り扱いについて、協議をお願いします。
- ・私としては、3役でも協議し、残額が少額であることから、これ以上の追加募集は行わない事としたい。広く住民に募集内容は行き渡ったと考える。皆さんのご意見を求める。

**【江村委員】**

- ・今ほどの会長の意見に賛成する。

**【片桐利男委員】**

- ・会長や江村委員の話もわかるが、地域が元気になる支援事業である。4次募集を行うべきと考える。

**【薄波委員】**

- ・会長から、広く住民に募集内容は行き渡っている、との話だったが、まだこれだけの金額が残っている。再度募集をかけ、提案がなくなった時点で返上してはどうか。

**【八木委員】**

- ・ここまできるとスケジュール的に無理ではないか。市へ返金すべきである。

**【杉田会長】**

- ・今後のスケジュールもあり、まとめる必要もあるので、多数決で決定する。
- ・3次募集で終了し残金は市へ返還することに賛成の委員の挙手をお願いします。

**【委員】**

- ・10人挙手

**【杉田会長】**

- ・4次募集を行うべきという委員の挙手をお願いします。

**【委員】**

- ・2人挙手

**【杉田会長】**

- ・多数決の結果、3次募集で終了することに決定する。残金は市へ返還する。
- ・以上で、吉川区地域活動支援事業の議事を終了する。
- ・今ほどの審議で地域活動支援事業が決定したこと及び、4次募集を行わないことについて、早急に周知を行うため、地域協議会だよりではなく、区総合事務所だよりにて

周知をお願いする。

【杉田会長】

- ・次に、(2) 地域協議会の見直しについて、協議を行う。
- ・先回の地域協議会において、自治・地域振興課から説明のあった案件について、協議を行う。
- ・まず、説明のあった案件について、意見・質疑を求める。

【関澤委員】

- ・前回 8 月 21 日に、地域協議会の一層の活性化に向けた見直し原案について説明があったことについて、私の考えを述べさせていただく。
- ・現在 13 区と 15 区で異なる基準により決められている定数を、人口減少の現実に鑑み、全区統一の人口に基づき、定数を基準とする案について、一定の理解はできたが、人口減少を理由とした考え方はいかななものか。
- ・地域協議会の重要な役割である、当該自治区に暮らす住民の意見を市政に伝える力が激減するのではないかと、危機感を覚える。当吉川区は現行定数 16 人のところ、改正案では 12 人であり、4 人減となる。委員の数が少なくなれば意見の数も少なくなる。地域協議会の活動を縮小しかねないと思う。
- ・仮に定数を縮小するにしても、原案にあった、激変緩和措置で、定数が 4 人減となる区については、いきなり 4 人減ではなく 2 人減とすることについて、やむを得ないと思う。
- ・いずれにしても、28 区の地域協議会の意見を把握し、検討する必要があると思う。

【杉田会長】

- ・4 人減については認めたくないということか。激変緩和措置を認めるということか。

【関澤委員】

- ・(激変緩和措置について、) やむを得ずという考えである。人口減少を考えた基準については、少し問題がある。どうしてもやるのであれば、いきなり 4 人減ではなく、2 人減でもしかたがないという見解である。

【杉田会長】

- ・いろいろご意見はあると思うが、広げるとまとまらないので、まず、吉川区地域協議会の委員定数について、16 人を 12 人にする、ただし、来期の 4 年間については、激変緩和措置として 2 人減の特例を認める、という定数の見直しについて議論した

いと思う。関澤委員から発言もあったので、定数に関して議論を行う。

- ・委員の発言を求める。

#### 【片桐雄二副会長】

- ・前回、説明会で話があったが、激変緩和措置について、ほかの区の状況を確認して、どう対応するのか、はっきりとした方向が出ていない中で、1つの案として出ている。
- ・吉川区地域協議会としては、激変緩和措置を希望する意見があれば、それはそれでいいと思う。

#### 【杉田会長】

- ・他に意見を求める。
- ・ないようなので、吉川区地域協議会の委員定数について、16人を12人にする、ただし、来期の4年間については、激変緩和措置として2人減の特例を認める、という定数の見直しについて、吉川区としてはこの方針でやっていただくこととしてよいか。

#### 【委員】

- ・「はい」の声多数。

#### 【杉田会長】

- ・では、この方針で進めてもらう。
- ・ほかに意見を求める。

#### 【片桐利男委員】

- ・資料4ページの上段、公務員のうち非常勤に当たる職員の委員資格の容認について、平成26年10月6日、検証結果の中間報告があったが、この時、検証会議はなにも触れなかった。その後、今年3月10日、リージョンプラザで検証結果報告があった。その7ページを見ると、地域協議会の委員資格として、立候補を制限する議論の余地が生じるということで、地方公共団体の公務員が在職中に公募の候補者になることができない旨を定めており、この規定を上越市の制度うんぬんというのが話題となる、と提起されている。この日の検証結果報告会の前段の市の説明で、非常勤職員の委員資格の容認についての発言があった。検証会議ではいいのではないかと、といているわけではない。課題である、と提案されている。私どもがその話を聞く前に、市では、非常勤職員の委員資格を認めるという話を前段でしている。

釈然としない。地域の貴重な人材を確保するためとあるが、これをお題目として委員資格を容認するのか。私どもは市長から任命されている。一般市民から見て、フェアでなくてはならない。市の職員なのだ、という言われ方をされては、委員になられた方も気の毒だし、また、そのようなことがあってはならない。考え方、見方をフェアな立場で見ていただくために、申し訳ないが、非常勤職員の委員資格容認はいかなものか。私としてはやめたほうがいいと思う。

**【杉田会長】**

- ・公務員のうち非常勤に当たる職員の委員資格の容認について、議論を行う。
- ・意見を求める。

**【片桐雄二副会長】**

- ・前回の説明でもあったかと思うが、非常勤の職員が、諮問を出した時に、行政側に有利な諮問をするといったイメージはありません、という説明があったと思う。地域協議会委員の職制は、諮問と自主審議である。諮問の時に、市の諮問に対し、賛否両論となって反対、賛成に分かれたとき、非常勤職員が地域協議会委員になっていたから、判断が行政側に有利に進む、という話はいない。
- ・行政側もそのような信頼関係でやっている中、例えば、4年の任期のうち3年目に行政でこのようなことを考えているから、今から地域協議会委員を非常勤職員のこういう人たちにしておく、といったことはないと思う。そこまで過敏に反応するのはいかなものか。貴重な人材を確保するため、という言葉尻を取ってもってうんぬんするといったことはないと思う。広く人材を求めているのに、そういう制約があるために、委員になれないというのは、地域に住む1人の住民として、たまたま非常勤職員だから委員になれないというのはいかなものか。非常勤職員の委員資格容認は、至極当然で、私は許せると考えている。
- ・皆さんの意見も聞いていただき、吉川区地域協議会としての方向性を示したい。ほかの意見もお聞きしたい。

**【村松委員】**

- ・私事だが、市の非常勤の委嘱書をもって、放課後児童クラブに勤めている。このため、当初、地域協議会委員になる際、確認してもらったが、よいということだった。この件は該当するのか。

**【片桐雄二副会長】**



- ・事務局に確認をしてもらったら、大丈夫ということだった。

**【杉田会長】**

- ・今回出ている内容のものではない。今回、更に委員資格容認を拡大しようということだ。

**【北井委員】**

- ・市の非常勤職員について、失礼ながら、市の行政の中枢を担うポジションにいる方はいないと思う。人口少数な地域であれば、ある程度一生懸命やってくれる人材が少ないと思うので、そういう方も重要な人材だと思う。地域協議会への影響はないと思う。容認されてよいと思う。

**【片桐雄二副会長】**

- ・資料（3）の下のほうに、影響を及ぼす職種は、従来どおり制約を受けると書いてある。公正を期すため、行政も慎重に考えているようだ。付け加える。

**【杉田会長】**

- ・ほかに意見を求める。
- ・吉川区としての意見をとりまとめた。人材が少ない中、制限を付け、委員を広く集められないのはうまくないと思う。制限を受けなければならない人は区別されている。これ以外は、中立性を逸脱することはないと思う。したがって、必要以上に厳しくすることはないと思う。
- ・片桐利男委員、いかがか。

**【片桐利男委員】**

- ・資料3 ページ下に、欠員の補充とある。今まで欠員の補充は、定数の1/6を超えるに至ったときに追加選任を行う、ということだったが、次の任期からは、欠員が生じた都度、速やかに委員資格者の中から市長が選任を行う取り扱いに変更されている。よもやそういうことはないと思うが、非常勤職員を委員資格者として市長が選任するというのが、絶対ないとは言えない。委員資格との容認と連続性があるようだ。非常勤職員の容認はいかななものか。

**【杉田会長】**

- ・市長が選任するとなっているが、現実的には、吉川区の場合は所長さんが動かれると思う。地域の実情を勘案され、ご指摘のようなことも考えて選任されると思う。そういうご心配は必要ないのでは。あまり神経質にならずに、そんなことで納得し

ていただけるか。

【片桐利男委員】

- ・私の意見としてお話している。皆さんはそれぞれお考えがあると思う。吉川区地域協議会として原案どおりでよいということであれば、吉川区地域協議会の統一見解として、私も不満を言う、というものではない。

【杉田会長】

- ・多数決を取る話ではない。少数意見もあったということを出したい。
- ・基本的に、原案どおりとしたい。
- ・少数意見として会議録に残せばよいと考えるが、それでよいか。

【片桐利男委員】

- ・それでよい。

【上野委員】

- ・市長の息のかかった非常勤職員が、欠員補充委員として入ってきても、来年から委員は14人となろうとしているが、14人のうちその1人が明らかにおかしい、市長と同じことを言っていたとしても、地域協議会としてそのような意見は否決されると思う。たとえ、片桐委員の言っている心配事が現実となったとしても、地域協議会としては正常に運営されると思う。現実的には問題にはならないと思う。

【杉田会長】

- ・この件については、原案どおり容認とする。
- ・ほかに意見を求める。
- ・欠員補充について、なぜ変更するかだが、会長会議で出された意見だが、市長が選任するといっても、実際は総合事務所の所長さんが中心となって人選をすることになるが、ある程度、地域のバランスなどを考慮することになる。その場合、ある地域から誰もいなくなると困る、という意見を出した地域協議会長がいた。そこで、このような変更案となった。
- ・吉川区ではこのようなことはないとは思いますが、1人しか委員が出ていない地域で欠員が出た場合、当然、その地域から人選を市長に代わって行うことになると思う。公平性を期して人選を行うことになる。そういう経緯で変更になった案件である。
- ・手を挙げる人が少数なため、考慮されることとなった。

【片桐雄二副会長】

- ・地域協議会ができたときに、私の認識では、合併特例債が各地域に交付されて、それを使用するときに、市長から建設や予算の執行に対し諮問があつて、地域協議会がそれに対し適当であると回答したり、意見を付けたりして、地域協議会が監視役といった役割で影響力があつたと思う。諮問が大きなウエイトを占めていた。当初は、自主的審議事項をもっとやってください、という意向ではなかつたと思う。自主的審議事項を協議し、市長に意見書を提出することができるのとあり、これは権限の問題であり、義務ではない。諮問は我々に課せられた義務であると認識している。
- ・過敏かもしれないが、資料 2 ページの③に、施設の廃止や管理の在り方の変更は、諮問から除外することになっているが、市長の政治判断と地域住民の意向との間に・・・と書いているが、我々が地域で、行政側や市長の判断でいらないと言われても、地域の住民としては必要な施設である、ということがあるような気がする。こういうものに諮問がない場合、意見を述べられない。自主的審議事項でやれ、というのは納得がいかない。
- ・それほど過敏にならなくてもいいと思われるかもしれないが、自主的審議事項とは、我々が地域課題を見出して、自分たちで検討、協議した内容を市長に意見書として文書で提出することとなる。地域協議会委員の募集要項についても、見直し案に関しては、諮問が多すぎるので、もっと自主的審議事項を協議できるように時間を作ったほうがよい、ということになると、地域協議会委員もそういう形で募集をしてもらわなければならない。地域の自主的審議事項をやるために集まった人は少ないと思う。少し温度差がある。見直しについて、吉川区地域協議会としては、意見書として付けたほうがよいと思う。皆さんの意見を伺いたい。

**【杉田会長】**

- ・資料 2 ページ（1）の②の話か。

**【片桐雄二副会長】**

- ・資料 2 ページ（1）の③の話である。
- ・指定管理者の導入はある程度わかる。利用料金の見直しは地域に影響がある。③についてである。
- ・資料 1 ページの下に、上越市地域自治区の設置に関する条例第 7 条第 2 項に関する事項が、資料 2 ページ（1）の③の施設の廃止や管理の在り方について、諮問しなくともいいことになるのか。

【杉田会長】

- ・特定の地域利用に特化した、とあるが。

【片桐雄二副会長】

- ・特定というのは、行政が判断するのではないか。

【杉田会長】

- ・それはそうだが、これは具体的には、例えば、原之町の集落だけしか利用しないとか、そういうことを言っている。原之町の人たちがいない、と言った場合、諮問は不要となる、ということだ。

【片桐雄二副会長】

- ・例えば、原之町のことで特化した施設をなくすことになって、原之町の町内会から、こうしたい、と要望があったとき、諮問がないから、地域協議会としてはノータッチとなり、直接、行政と地域とのやりとりとなる。

【杉田会長】

- ・事前に地元の了解が得られている前提である。

【片桐雄二副会長】

- ・除外する理由としてはそうになっているが、特定の地域の利用に特化した施設の廃止、管理の在り方の変更となれば、これは地域の利用に特化しているというのは、行政が判断するのか。

【杉田会長】

- ・地元が理解をしているのが前提である。

【片桐雄二副会長】

- ・例えば、地域の公民館分館などは、地域で特化して使っていない。地域の旧小学校体育館などは、地域で特化して使っているが。それらを廃止するとなったときに、地域協議会に何も諮問はなく、地域がやめてくれといっても、行政側は廃止するとすれば、諮問しようがない。地域協議会で諮問する限り、地域での課題として持ち上がってくるわけだ。廃止することになったが地元はどうなのか、集団で一緒に話をするキャパを残しておかないと、対小さな地区になってしまうと、行政側に言われるがままで、抗うことができない状況になるのが実態だ。耐震がこれ以上できず、廃止するとなったとき、地域に特化している施設はそれまでだ。

【杉田会長】

・例えば、東田中の分館の人に話をしないで・・・。

【片桐雄二副会長】

・話はするが、廃止するとなれば、地元はやめてもらいたい、といっても、行政と小さな地区との話なので、なかなか意見は聞き入れてもらえないのではないかな。今までもそうだった。

【杉田会長】

・それをフォローするのが地域協議会ではないか。

【片桐雄二副会長】

・だから諮問にしてもらえば・・・。

【杉田会長】

・諮問にしなくても、現実的に問題としてあるのであれば、それを取り上げるのが地域協議会ではないか。

【片桐雄二副会長】

・全部拾い上げられるかどうか。

【杉田会長】

・それは、そのようにしてもらわなければ困る。レベルを上げてもらわなければならぬ。

【片桐雄二副会長】

・それは理想論だが。諮問をなくす理由がわからない。

【杉田会長】

・これは市の都合でやるということになってしまう。

【北井委員】

・地元から了解の得られたものは諮問から外すが、得られてなければ諮問に回るのではないか。

【片桐雄二副会長】

・特定の地域の利用に特化したものについては、諮問をしないということ。

【北井委員】

・地域の方々の了解が得られている、という前提がある。

【杉田会長】

・私もそれを言っている。

【北井委員】

- ・地元が了解しているものを、わざわざ諮問する必要はない、ということ。

【常山所長】

- ・この部分については、北井委員の言われるとおり、地元の了解が得られているというのが大前提である。先回、自治・地域振興課長から説明させていただいた。

【片桐雄二副会長】

- ・地元の了解というのが、どういう形で得られているか、なかなかわからないところである。

【杉田会長】

- ・具体的に東田中の分館のことか。

【片桐雄二副会長】

- ・そうではなく、違うところである。

【杉田会長】

- ・そうであったら、地域協議会で取り上げればよい。

【片桐雄二副会長】

- ・わかった。
- ・もう少し、この部分で付帯意見を付けたいが、自主的審議事項について、委員公募の際、募集要項の見直しが必要であるが、諮問について、今回はいい。

【杉田会長】

- ・ほかに意見を求める。

【片桐利男委員】

- ・ここにないことでもいいか。

【杉田会長】

- ・どういう意味か。この案について、どういう意見か、吉川区地域協議会として検討するため議題に載せている。
- ・これ以外ならば、その他でお願いします。

【片桐雄二副会長】

- ・関連する事項か。

【片桐利男委員】

- ・平成 25 年 8 月 23 日に、課題等の抽出ということで寄合をした。その時、皆さんの

意見の中で、選任方法について議論をされた。委員公募の応募者、女性、若者の増加策の話になった。検証会議の最終報告にも触れているが、地域協議会からの意見として、幅広い年齢層からの参加が得られるような制度を検討する、という意見もある。これに対し検証会議としては、公平性を確保するためには妥当ではない。比較的選ばれにくい層を選出するための推薦枠を設けるという考え方もあるが、その枠の人数を確保することがかえって難しくなる弊害がある。現状のような追加選任の方法によって柔軟に対応するほうがよい、とまとめてある。

- ・当協議会では、採決までして推薦枠が必要と検討している。大多数の意見は推薦枠が必要という意見を出している。今回は、現状のような追加選任の方法によって柔軟に対応したほうがよいのではないかと検証会議では述べている。推薦枠についてはこの中には触れていない。皆さんはこれでいいですか、ということである。当協議会では推薦枠を強く求めたのに載っていない。それに対する皆さんの意見を言わなくていいのか。

【片桐雄二副会長】

- ・今回は、この見直し部分だけである。それ以外は見直していない。推薦枠は継続されている話である。

【片桐利男委員】

- ・何ですって。

【片桐雄二副会長】

- ・今回これは、今までの内容のうち、見直した部分だけを抜粋している。推薦枠は今まで通りあるということである。

【杉田会長】

- ・推薦枠なんてない。

【片桐雄二副会長】

- ・募集要項では、推薦と他薦、それらの枠をという話でしょ。

【杉田会長】

- ・そうではない。
- ・推薦枠を作ったほうがいい、という発言をしてあるのに、そのことに関して触れられていない、ということですね。

【片桐利男委員】

- ・そうである。皆さんはそれでいいのか。私は推薦枠を設けるべきでない、という意見だった。

【杉田会長】

- ・検証会議でそのような意見が出ているのに、回答では触れられていない。今まで通りでよいのか、ということですね。

【片桐利男委員】

- ・皆さんは、推薦枠を求めておられた。

【杉田会長】

- ・おっしゃるとおりである。幅広く募集するには、20代は何人、どこの団体から何人という話をした。
- ・今までどおりということである。そうしてしまうと、かえって選定が難しくなるということである。

【片桐雄二副会長】

- ・推薦枠を決めたほうがいいということ、反映してほしいということか。

【片桐利男委員】

- ・そうではなく、私は推薦枠を支持しなかった。皆さん方は、ここで採決して、推薦枠を設けるよう、意見を出している。それに対して、全く触れていない。このままでいいのか。

【上野委員】

- ・そういうことを議題にするとなれば、委員の選出方法を変えないと、公募公選制をとっている限り、地域枠だの、なんとか枠だの、できっこない。公募公選制から議論しないと、入り口を構わないで中だけ構っても、うまくいかない。できっこない。

【片桐利男委員】

- ・俺が推薦枠を作ってほしいと言ったわけではない。ここで決めたのに・・・。

【上野委員】

- ・どこかの先生がそのように発言されたということか。

【片桐利男委員】

- ・この協議会で推薦枠が必要だと提案したではないか。

【杉田会長】

- ・若い人や女性が出ない対策として、推薦枠を提案した。それに関して何も・・・。



【上野委員】

- ・そういう議論があったのは頭に残っているが、会長から提案したわけではないですよ。

【杉田会長】

- ・そういう発言があったということだけである。

【片桐雄二副会長】

- ・そういう発言があっただけで、意見書にして回答を求めたわけではない。

【杉田会長】

- ・冒頭に書いてあるとおり、公選公募は維持する、とある。それが大前提である。上野委員が言われるとおり、それを文書で謳うのはおかしい。
- ・その件については、公選公募を維持するということでもとめるしかない。そうでなければ、公選公募をやめて推薦枠を設けるしかない。
- ・そういうことでお願いします。
- ・ほかに意見を求める。

【委員】

- ・発言なし

【杉田会長】

- ・次に自主審議事項に移る。
- ・区内の各種団体から意見を聴く会の今後の対応について、協議を行う。
- ・3役と事務局で協議し、「中学校の職場体験」と「農産物直販施設・道の駅」の案件について、それぞれ、事業に精通している担当の先生、JA えちご上越の担当課長さんをお招きし、研修会を開催したい。
- ・その要項案について、事務局からまとめてもらったので、まず事務局から説明を受けたいと思う。

【風巻班長】

- ・協議資料No.3により説明

【杉田会長】

- ・アドバイザーには謝礼が出るということか。

【風巻班長】

- ・そうである。昔、吉川区地域協議会で、東京から講師を招き、自家用有償運送について研修会を行った。それと同じである。

【杉田会長】

- ・自腹でやったのでは。

【風巻班長】

- ・若干このお金を入れたが、全く足りなくて、皆さんからお金をいただいた。
- ・謝礼自体大きな金額ではない。

【杉田会長】

- ・日程について協議する。同じ日に地域協議会を開催することも検討したい。  
－日程について協議したのち－

【杉田会長】

- ・それでは、11月13か20日（金）午後3時から午後5時まで研修会、同じ日に引き続き、午後6時から地域協議会とする。
- ・研修会なので、都合もあるかと思うが、ぜひご協力願いたい。
- ・質疑を求める。

【片桐利男委員】

- ・講師謝礼について、総合事務所でやりくりできるのか。

【風巻班長】

- ・中学校については不要である。JAさんもそれほど高額な謝礼ではなく、市の予算があるので、それを使う。

【杉田会長】

- ・ほかに質疑を求める。

【委員】

- ・発言なし

【杉田会長】

- ・次に、（4）吉川区地域活動の反省点、課題、改善提案等について、協議を行う。
- ・委員から事前に検討事項案が提出されており、事務局から整理した内容の説明を求める。

【風巻班長】

- ・協議資料No.4により説明

【杉田会長】

- ・No.4は、吉川区は関係ないのではないかと。ほかの区のことではないかと。

【北井委員】

- ・私が出した提案である。
- ・今回は、市全体のこととあったものだから、吉川区のことは考えていない。
- ・全市の過去の地域活動支援事業の事例を見ると、地域活動支援事業で防犯灯のLED化を進めているところがある。これは上越市全体のことなので、行政でやってもらったほうがいいのか、という考えである。

**【杉田会長】**

- ・この件については、会長会議でも指摘があり、これを認めると全部の町内会から提案される恐れがあり、地域活動支援事業が成り立たなくなる、ということである。

**【北井委員】**

- ・(地域活動支援事業で) やっているところが多い。

**【杉田会長】**

- ・たまたま吉川区ではなかったが、心配していた。全集落で提案されたら、ほかに地域活動支援事業ができなくなってしまう。
- ・吉川区の地域活動支援事業に限った反省や改善提案について、再度出していただき、それを基に、3役で改善案を検討したいと思う。1つ1つ検討しては時間がかかりすぎる。
- ・ある程度問題点を整理して、制度を作らなければならない。次期の委員が、それに準じて審査をしなければならない。私たちには責任がある。ある程度時間をかけて議論したいと思う。この後、来月の地域協議会の日程を決めて、それに合わせて、締め切りを決めて、各自再度改善提案の提出をお願いします。
- ・以上でよろしいか。

**【委員】**

- ・「はい」の声多数。

**【杉田会長】**

- ・では、この件についての議論は終わらせていただく。

**【風巻班長】**

- ・この4点について、市全体の制度改正に係る提案はしないこととしてよろしいか。

**【杉田会長】**

- ・No.1, 2, 3を提案された方は、吉川区の問題としてよいか。

**【風巻班長】**

- ・No.2, 3については、内規の変更を求めていることから、吉川区で対応できる。

・No.1 についてはいかがするか。

【北井委員】

・これも、市全体の課題である。同じ事業体がいくつも案件を提案している事例があり、制約をかけたほうがいいのではないか。

【杉田会長】

・No.1, 4 を市全体で検討することとしてほしい。

【風巻班長】

・No.4 は、地域活動支援事業の制度改正とは異なるのではないかと思う。LED 防犯灯事業を外すべきという意見であれば、そういう提案とするが、一部の地域協議会で絶対採択しないと決めているところもある。逆に採択しているところもあると不公平感がある。地域協議会として一律、市の LED 防犯灯の補助制度もあるので、地域活動支援事業としては認めないほうがよいというのであれば、全市に提案する必要がある。No.4 について、そのような提案であれば、上げることになる。吉川区地域協議会として、こういう改善をしてほしい、という提案となる。

【杉田会長】

・市の LED 防犯灯について、地域協議会で認めるところと認めないところがあるというのはいかがなものか。地域性があるかもしれないが。

【北井委員】

・やめましょう。

【片桐雄二副会長】

・防犯灯自体は、行政側が整備するもので、地域では電気代・・・。

【北井委員】

・電気代は市が負担している。

【片桐雄二副会長】

・なおさら LED 化したほうがいいが、全部やりきれないのではないか。

【風巻班長】

・防犯灯については、2 種類の分類となっており、集落間については市が設置し、市が電気料を払っている。集落内については、町内会から設置してもらい、市が電気料を払っている。今年度、市管理の防犯灯は、全市的に全て LED に交換する。吉川区については、12 月までに、市管理の 400 基余を LED 化する。町内会管理のものは補助制度があり、1/3 補助で、2/3 町内会負担でやっていただく制度となっている。

【片桐雄二副会長】

- ・全部、市で出してもらわないといけない。

【北井委員】

- ・早くやったほうが、市も得をする。

【片桐雄二副会長】

- ・地域協議会によって、地域活動支援事業が一部認められ、一部認められないというのは、不公平感がある。地域性もある。

【北井委員】

- ・私が出したのだが、收拾が取れないので、取り下げる。

【風巻班長】

- ・No.1はどうか。

【片桐雄二副会長】

- ・柿崎区では柿崎地域づくり会議で2つの提案をする場合がある。団体が1つにまとまっている結束の固い地域では、そこが大元になっているので、市で制約をすると、納得いかないということになる。
- ・吉川区の中ならば、内規で決めてもいいと思う。全市の提案はしないほうがいいと思う。

【杉田会長】

- ・No.1も吉川区の課題とする。

【風巻班長】

- ・No.1～4については、吉川区の地域活動支援事業の反省をまとめる中で、まとめさせていただく。
- ・先ほど会長が言われたように、吉川区の地域活動支援事業に係る問題点、反省点、課題等について、出していただく用紙について、会長指示の下、用意した。今月中に事務局まで提出願う。今回の4点については、出していただく必要はない。これ以外の提案をお願いする。

【杉田会長】

- ・9月30日までに提出をお願いする。その後、3役で見させていただき、まとめさせていただく。まとめたものを基に、地域協議会で協議を行う。
- ・この件については、これで終了する。
- ・(5) その他について、発言を求める。

**【委員】**

- ・発言なし

**【杉田会長】**

- ・次第5 総合事務所からの諸連絡について、事務局から説明を求める。

**【山田次長】**

- ・8/19 開催、『上越市原子力災害に備えた屋内退避・避難計画（初版）』〔案〕に関する市民説明会の資料について、当日欠席された委員の皆様にご配布した。
- ・8/18 開催、マイナンバー制度説明会の資料について、委員の皆様にご配布した。
- ・男女共同参画推進センター発行のチラシについて、委員の皆様にご配布した。

**【杉田会長】**

- ・質疑を求める。

**【八木委員】**

- ・マイナンバー制度の説明について、地域協議会で要望したら、説明会をやってもらえるか。

**【山田次長】**

- ・今日の新聞なども見ていただき、ご質問があれば個別にご回答させていただく。

**【杉田会長】**

- ・原発のことについて、今後、地域協議会で議論をすることはあるか。私としても意見を持っている。

**【常山所長】**

- ・説明会で示したものは案であり、伺った意見を基に修正し、9月頃には概要版を配布したいそうである。これから、地域協議会等で説明会をしたり、意見を伺う機会はないと思う。防災危機管理部長も申しておったが、これで固まるものではなく、修正が必要なところは修正を加えながら、いいものにしていきたいそうである。これで永代変わらないわけではない。ご意見があれば、書面にしていただき、防災担当におつなぎする。

**【杉田会長】**

- ・その他、発言があればお願いします。

**【委員】**

- ・発言なし

**【杉田会長】**

- ・ 次回の地域協議会の日程について協議する。  
ー 日程について協議したのちー
- ・ 次回の地域協議会は、10月16日（金）18：30からとする。
- ・ 吉川区地域活動支援事業の反省・課題等について、所定の用紙を用いて、9月30日までに事務局に提出をお願いします。その後、3役で協議を行う。
- ・ 会議の閉会を宣言

## 9 問合せ先

吉川区総合事務所 総務・地域振興グループ

TEL: 025-548-2311 (内線213)

E-mail: yoshikawa-ku@city.joetsu.lg.jp

## 10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。